

# 平成26年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 交通政策課

担当名: 調査計画・3セク線担当

内線: 2239

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B41	埼玉高速鉄道株式会社経営再構築支援事業費			一般会計	総務費	企画費	企画調整費	埼玉高速鉄道株式会社経営再構築支援事業費	
事業期間	平成26年度	根拠法令	地方財政法第33条の5の7第1項			戦略項目	050202 便利な公共交通網の整備		
						分野施策			
<p>1 事業の概要</p> <p>輸送人員について、経営改革プランと実績の乖離が生じており、運輸収入が伸び悩んでいることから、現在の出資・貸付による財政支援を継続しても平成31年度の経常損益黒字化は困難な見込みである。</p> <p>また、多額の減価償却費及び支払利息が埼玉高速鉄道㈱の経営を圧迫している。</p> <p>そこで、第三セクター等改革推進債を財源として、金融機関が埼玉高速鉄道㈱に有する貸付金債権に対し損失補償を履行し有利子負債を縮減することなどにより、埼玉高速鉄道㈱の財務体制を強化し経営の再構築を図る。</p> <p>遅延損害金に当たる金額を減額。</p> <p>(1) 埼玉高速鉄道㈱損失補償費 1,128,996千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>事業再生ADRを活用した債務調整により、埼玉高速鉄道㈱の抜本的な経営再構築を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の債権のうち損失補償付のものについて、第三セクター等改革推進債を活用して損失補償を履行 32,751,839千円</li> <li>その他の支援</li> <li>損失補償の無い金融機関等の債権については、償還期間の延長</li> <li>県が埼玉高速鉄道㈱に有する貸付金債権の一部を資本に振替 15,896,489千円を上限とする額</li> </ul> <p>(2) 事業計画</p> <p>平成26年10月 事業再生ADRの正式申請                  平成27年 1月 事業再生計画の成立                  平成27年 3月 損失補償の履行、資本への振替の実行</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>県・市の財政支援に依存しない資金繰りが可能となる。                  支払利息等の縮減による経常損益黒字化の早期達成が実現する。(早くて平成27年度には達成の見込み)</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況</p> <p>川口市・さいたま市においても県と共同して埼玉高速鉄道㈱経営再構築に向けた取組を実施</p> <p>(5) 補正予算の概要</p> <p>ア 埼玉高速鉄道㈱損失補償費 埼玉高速鉄道㈱の経営再構築にかかる事業再生ADRの債権者合意成立と同時に、対象債権者の貸付金債権に対し、本事業再生計画成立時において発生している遅延損害金を免除する合意が得られたことから、9月補正予算に計上した金融機関への損失補償費のうち、遅延損害金に当たる金額を減額。</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>県10/10</p>									
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>なし</p>									
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>なし</p>									
				財 源 内 訳					
予算額		県債						一般財源	補正後の 予算額
決定額	1,128,996	1,129,000						44	31,622,843
現計額	32,751,839	32,751,000						839	